

【家庭教育支援】 と 【子育て支援】

↓
文部科学省



↓
厚生労働省

文部科学省 【家庭教育支援】

「家庭教育」とは、家庭内で行われる教育的行為のことであり、一生涯にわたり、発達段階・年齢等に応じ、自らの資質向上のために継続的に学習するという「生涯学習」の一つである。たとえば、親が子どもに対して行う“しつけ”などがあり、親や保護者が子どもに対して施すものである。

そして、「家庭教育支援」とは、それを「支援」するということであり、その対象は親（保護者）になる。

子育て＝自育て＝親自身の学び
を支援すること

・・・つまり

教育分野が行う「家庭教育支援」は、親（保護者）が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援することである、成人教育の一つの領域である。

子どもとその親を対象とした体験学習の機会提供、「親の学び」の提供、公民館・福祉施設で行われる家庭教育学級等をさす。

厚生労働省 【子ども・子育て支援】

児童福祉・厚生分野が行う「子育て支援」は、主に乳幼児をもつ保護者を対象としており、子育て支援サービスが中心である。また、いじめ、引きこもりなど問題を抱える子どもへの支援や虐待から子どもを保護する支援など、子どもに対する直接的な支援が行われている。

たとえば

※子育て家庭への支援

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②子育て家庭の経済的負担の軽減

※子育てと仕事の両立支援

- ①多様な保育サービスの充実
- ②職場環境と労働条件等働く環境の整備

※援助を要する子どもたちへの支援

- ①虐待、いじめ、不登校の子どもたちに自立支援策の推進
- ②母と子の健康づくりの支援

つまり・・・

親が子どもを育てるために必要な資金や教育能力を行政等社会全体で財政的・教育的・福祉的に支援することをいい、児童手当、育児休暇、公民館・福祉施設で行われる乳幼児学級等をさす。

重要

○教育分野

- 1) 家庭教育や子どもの健全育成
- 2) 予防を担う教育
- 3) 家庭教育支援
- 4) 自立
- 5) 親の学び、成人教育

○保健福祉分野

- 1) 子どもの安全対策
- 2) 子育て支援
- 3) 保護
- 4) 子どもへの直接的支援

連携

- 対象 乳幼児期の子どもやその親（保護者）への支援、小・中・高等学校等の親（保護者）への家庭教育支援
- 場 保健福祉部局主管施設、子育て支援センター、児童館、公民館、社会教育施設、学校など
- 人 県主催子育てサポーター・サポーターリーダー養成講座、ファシリテーター研修等修了者
- 事業 【市町村】子どもをもつ親対象の子育て支援事業、幼・保・小・中・高等学校等での保護者・10代の子どもの対象の家庭教育支援事業
【県】幼・保・小・中・高等学校等での保護者・10代の子どもの対象の家庭教育出前事業